

明治大学ELMとは何か？

——ELM創設目的と収蔵資料——

明治大学ELM運営委員会委員長 小西知世

明治大学ELM——法・医・倫理の資料館——は、2015年4月1日に本開館を迎えることができた。本記録集は同年6月27日に開催された開館記念講演会・記念シンポジウムの模様を収録し紹介することを目的として編まれたものであるが、その前にその対象たる明治大学ELM（以下、「ELM」とする）について説明しておかなければなるまい。はじめにここで簡単な案内をしておこう¹⁾。

I 施設名称について

最初に施設の名称について説明しておこう。施設名称であるELM（「エルム」と呼称する）は、ethicsのE、lawのL、medicineのMを組み合わせたものである（補足名称は「法・医・倫理の資料館」）。

つまり、ELMは、医事法学・生命倫理学の資料を専門に扱う資料館である。その意味では、ある特定の分野に専門特化した図書館——少々変わった名前の少々変わった品を揃えた医学図書館あるいは病院図書館——のように思われるかもしれない。しかしながら、ELMは単なる専門図書館²⁾ではない。

以下ではその理由を、ELMの創設目的・創設経緯を紹介したのち、ELMが収蔵している資料を手がかりにしつつ、順次、説明していくこととする。

II ELMの創設目的・創設経緯

ELMの創設目的は、「学術全体の進展」ならびに「国民の健康にして文化的な生活の実現に寄与する」という2点にある。そして「研究、教育等に必要な資料を収集、整理、保存、管理等」を行い、明治大学の学生・教職員はもちろんのこと、あらゆる人々に別け隔てなく広くそれらの資料を提供することにより先の目的を達成しようとする³⁾。敷衍しておこう。

1) 本稿は開館記念講演会・記念シンポジウム当日、グローバルフロント3階ELM収蔵貴重資料展示会場にて放映していたELM紹介用動画のナレーションを大幅に修正したものである。修正に際しては、本稿の性質上、参考文献等の引用は最低限のものとせざるをえず、また各種学問上の議論については、大幅に割愛せざるを得なかった。なお、ELMスタッフである岡本光代氏が本稿の準備に多大なる貢献してくれたことを記しておきたい。

2) 本稿では、専門図書館を「特定の専門主題領域の資料を収集・整理・保管して、その専門領域の利用者の利用に供する図書館」（日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』172頁（日本図書館協会、4訂版、2013年））と定義づけることにする。なお、そこでは「いわゆる学術図書館のうち医学図書館、法律図書館、農学図書館等々、専門領域を限ったものがこれに相当するが、教科書図書館、銀行図書館のように、特定の資料を収集する図書館も含まれ、また雑誌図書館、フィルム・ライブラリーなど、特殊な形態の資料を収集する図書館を含めていうこともある。なお、……入院患者等のための病院図書館……など、特殊な人々をサービス対象とする図書館を特殊図書館と呼ぶことが多いが、時に専門図書館と区別せず、一括して〈特殊・専門図書館〉のように館種分類をすることもある。」との説明もなされている。

3) これらについては、いずれも「明治大学ELMに関する内規」第2条にて規定されている（「ELMは、医と法と倫理に関する資料を明治大学の学生及び教職員並びにその他の者に供することによって、学術全体の進展と国民の健康にして文化的な生活の実現に寄与することを目的する。2 ELMは、前項の目的を達するため、研究、教育等に必要な資料（以下「ELM資料」という。）を収集、整理、保存、管理等をする。」）。

まず、ELMは、医事法学・生命倫理学を中心とする国内外の新旧さまざまな資料を包括的かつ継続的に収集し、学内外の利用者に対しそれらを広く、そして利用者のニーズに応じて的確に提供することを通じて、医事法学・生命倫理学はもちろんのこと、それらと密接不可分な周辺領域と共に学術的な進展が遂げられるよう貢献することを、最初の目的としているのである。

もっとも、この目的が意図するところを正確に理解するためには、医事法学という学問の特性についてもあわせて理解しておかなければならない。

今日、社会はあらゆるところで複雑化・多様化・専門化するに至ったため、学問もそれに呼応して複雑化・多様化・専門分化（細分化）するに至った。しかし、現実はそうではない。それは社会や学問の複雑化・多様化・専門化・細分化にもかかわらず「全体としてわれわれに立ち現われている」⁴⁾。結果、あるひとつの専門領域だけで解決することができなくなるという、何とも皮肉な状況が生じてしまうことになった。それゆえ、多領域間を架橋した学際的学問の必要性と重要性が強く意識されるようになってきたものの、「学際研究は言葉の定義も曖昧で、実際には役に立たないというイメージがあ（る）」⁵⁾との指摘から察することができるよう、実のところ「学際的研究はかけ声のみに終わり、見かけ以上の成果をあげていない」⁶⁾状況にある。その原因のひとつに、これまで学問の学際性という現象・学際的な問題に対する取り組み方につき、さほど具体的かつ実践的に検討されてこなかったことがあげられよう。そこでELMは、典型的な学際的学問である医事法学・生命倫理学を手がかりとして、現代社会における複雑多様化した問題を解決することができる今後の学問のあり方やその方法につき検討を加えていくことを、ひとつのタスクとしている。その意味では、ELMは学際的学問の方法論について考える研究施設でもあるのである。その成果については、いずれ国内だけではなく全世界に向け発信していくことしている。

いまひとつの目的は、ELMが最も重視している目的であり、また何よりも達成したいと考えているものである。ELMは、ただただ学術の進展だけを見ているわけではない。それは確かに目的ではあるが、同時に手段でしかない。ELMがその目的の先に置いている終局の到達点は、この世に生を受けた誰もが最期の瞬間を迎えるまで生きることの素晴らしさ・喜びを享受することができ、幸せになれる・幸せである社会を創り出すこと、今の社会をより一層そのような社会へと成長させること——それを終局的な目的としているのである。

かくしてELMは、明治大学が設置し法学部が管理運営する公共の施設であり、その事

4) 西條剛央「はじめに」西條剛央・菅村玄二・斎藤清二ほか編『エマージェンス人間科学』ii 頁（北大路書房、2007年）。

5) 一松信監修・赤司秀明『学際研究入門 超情報化時代のキーワード』39頁（コスマトューワン、1997年）。

6) 植木哲『医療の法律学』19頁（有斐閣、第3版、2007年）。

業活動はまさに明治大学の社会貢献事業なのである。その意味でELMは、一般的な大学図書館や普通の専門図書館とも種々の面で立ち位置が異なる施設でありプロジェクトなのである。

次に、ELMの創設経緯についてみていく。

ELMは、故唄孝一（ぱい・こういち）教授⁷⁾が1980年頃に私的な事業として始められた「エルムの森」に端を発している。ELMは、唄先生が所有・調整していらっしゃった資料と先生のプロジェクトにかける理念を受け継ぎ、明治大学の多くの関係者と様々な方々のご協力により発展的に整備展開されたものである。

ここに關係の全ての方々に心からの感謝の意を記しておくとともに、ELMが継承している唄孝一教授の学問に託した想い・理念を象徴的に表している一節も記しておきたい。

「一つの事件をとりあつかうにも、また一つの問題を研究するためにも、多くの先人のかたがたのいろいろの御研究を着実に、謙虚に、自分たちのものとすることが、ぼくたち後人の大事な義務の一つではないかと思います。これは、ある意味では当たり前のことながら、ある意味では、よほど強調しても、強調しすぎることのないことではないでしょうか。ぼくたち後に進むものは、先人の研究をのりこえ、のりこえて進まねばなりませんが、いな、それ故にこそ、先人の遺産を一片も残さず相続し、一寸もはなれず接着して、承継してゆかねばならないのではないでしょうか。」⁸⁾

「（エルムの森に）このような存在感が醸しだされるいまひとつの理由は、森に収蔵されている資料・文献の作成に携わった一人一人に対する、唄教授の敬意の念にあるのではないかと思われる。例えていうならば、その存在感は、唄教授の森への植樹者に対する敬意の念——とくに、植樹するに際しての植樹者が費した時間・労力・知力・体力・財力などに対する敬意の念——に立脚しているのであろう。

それゆえ、この森には、天然記念物として指定されるような樹木も植えられ保護されているが、必要がなくなったからあるいは貴重な樹木の保存・成長を妨げるからという単純な理由で葬り去られる運命にあるような名も無き資料・文献までもが、等しい扱いのもと収蔵・保存されているのである。

森は、決して貴重な樹木数本によって成立しているわけではなく、数多くの無名の木々とともにされることにより成立していることを想起されたい。」⁹⁾

III 収蔵資料の全体像

さて、ここからは“なぜELMは単なる専門図書館ではないのか”という本稿の本題に戻り——もっとも、その一端についてはすでに触れたところではあるが——、ELMが収蔵している資料の特徴を紹介しつつ、その理由を示していこう。

まず、現在のELMの収蔵資料の全体像から説明していこう。

2015年4月1日時点でELMの中核を占める収蔵資料は、故唄孝一教授が所有・調整して

7) 唄孝一教授の略歴・業績等については、湯沢雍彦・宇都木伸『人の法と医の倫理——唄孝一先生に賀寿と感謝の気持ちを込めて——』737頁以下（信山社、2004年）あるいは唄孝一先生を偲ぶ会編『唄孝一先生文献目録』（明治大学法学院「医と法と倫理（ELM）専門総合資料館」（仮称）創立推進事業準備室、2011年）を参照されたい。なお、後者の文献については、ELMおよび国立国会図書館にて収蔵している。

8) 唄孝一『家族法参考文献目録』家庭裁判所資料30号99頁（最高裁判所家庭局、1953年）

9) 小西知世『「エルム」の整備及び運用に関する報告書[第1次]』（2002年8月31日）。本報告書は筆者が2002年6月から8月にかけて実施した唄先生へのインタビューをもとに作成した。

いた資料である（以下、「唄ライブラリー」とする）。そして、いまひとつの重要な収蔵資料に「西ライブラリー」がある。これは2012年に故西三郎（にし・さぶろう）教授¹⁰⁾から頂戴した数々の貴重な資料群であり、この西ライブラリーは唄ライブラリーを、あるときは支え、あるときは補充する機能を果たしている。なお、この唄ライブラリーおよび西ライブラリーはともに莫大な量であり、残念ながら、現段階においても未だその全容を解明し調整することはできていない。

このように現在のELMは、この2つの膨大なライブラリーが収蔵資料群の中核となっている。もっとも、ここには大きな問題が生じている。いくら多方面でご活躍していたおふたりが収集した多種多様な資料であっても、いわば資料の過疎領域が生ずることである。そして、それらの資料は最新の情報であるということができないことも問題である。ライブラリーには今日でも解決しえていない問題の始点あるいは基点にかかる資料、換言すれば、今日でも通用する資料が非常に数多く存在するものの、やはりそれらは最新の資料であるということはできない。日進月歩で進化し変化し続ける医療をめぐる法的あるいは倫理的な問題を学び考えるための資料を提供する責務を負う資料館として、最新の情報を提供することができるのは資料館として失格である。

そこでELMは、この問題を解決するために、創設目的に基づく収集方針にしたがって、利用者のニーズを反映させつつ資料館としてバランスよく的確な資料を収集していく。つまり、不十分な領域の資料については新旧を問わずこれを補完し、それ以外の領域については最新の資料入手していくことによって、利用者が満足できる資料提供をしていく¹¹⁾。

IV 収蔵資料の体裁

次に、収蔵資料の体裁、あるいは姿かたちという観点から見ていく。

ELMが収蔵している資料には、図書系資料と文書系資料とがある。図書系資料とは、「文字などが書きこまれた紙葉などをひとまとめに冊子の形に綴じ付けたもの」¹²⁾、すなわち書籍の体裁をなしている資料である。もちろんそこには（学術）雑誌などの逐次刊行物・定期刊行物も含まれている。文書系資料とは、「文字やこれに準ずる記号で書かれた記録物、書類」¹³⁾、たとえば「国および国の関連機関、地方公共団体およびその関係機関、国際機関などが作成する資料」¹⁴⁾である行政資料などの図書の体裁をなしていない、いわば

10) 西三郎教授の略歴・業績等については、「西三郎教授略歴・業績目録」人文学報218号3-22頁（1990年）および明治大学ELMウェブサイト (http://www.meiji.ac.jp/hogaku/elm/copy_of_index.html) を参照されたい。

11) ELMが新規資料を整えていくのは、本文中に記した唄孝一教授の理念に基づいていることもここであわせて記しておきたい。唄孝一や西三郎など先人の遺産を受け継ぎ、それらを超えて、さらに次世代へとつなげていくことが今を生きる我々——そしてELM——に与えられた責務であろう。

12) 日本国書館協会用語委員会編・前掲注2) 218頁。

13) 日本国書館協会用語委員会編・前掲注2) 279頁。

14) 今まだ子編『図書館学基礎資料』83頁（樹村房、第12版、2015年）。公文書のほか、事業計画書、調査報告書、審議会議事録・報告書、公報、統計書などが含まれるとする。

書類のような体裁をとっている資料である。

要するに、ELMでは、この図書系資料と文書系資料とが、わかりやすい言葉にすれば一つ屋根の下で同居しているのである。

このように、ひとつの施設の中で図書系資料と文書系資料とを同等に扱っている施設は実は稀である。国立国会図書館と国立公文書館を思い出してほしい。図書に関しては図書館¹⁵⁾、文書に関しては文書館¹⁶⁾というように、図書であるか文書であるか、資料の体裁により扱う施設が変わるのが、今日の一般的なスタイルである¹⁷⁾。しかしながら、この状況を利用者の側から見てみると、やや面倒な状況に直面することに気づかさせられることになる。

この問題を考えるために、たとえば救急医療について調べる場合を考えてみよう¹⁸⁾。

この課題に対して、日本の救急医療はどのような仕組みになっているのか、換言すれば、日本の救急医療はどのような制度で形づくられ、どのように運用されているのか、という点がリサーチできていなければ調査したとはいえないだろう。とするのであれば、救急医療制度全体について述べる図書——そこにはむろん雑誌も含まれる——を、まず最初に手に取るというのが一般的なアプローチ方法であろう。そして、そこからさらに理解を深めていくときは、個別具体的な記述がなされている文献へとリサーチを進めていくことになろう。

ここでひとつの問題が生ずる。日本の救急医療制度の特徴のひとつとして消防業務の中に救急業務が位置づけられている¹⁹⁾ことをあげることができるが、なぜこのような体制が敷かれたのかにつき調査・検討を加える際には、当時の関係省庁での議論状況を参照する必要がある。その際、図書はもちろんのこと、当時の関係省庁でなされた議論が記された文書ならびに用いられた資料などもあわせて調査しなければならないことになる²⁰⁾。

しかしながら、先に述べたように図書系資料と文書系資料との間には、資料の体裁の違いに基づく取扱施設の違い、いわば縦割り行政のような壁が存在しており、トータルな資料検索が困難になっている。これはリサーチ活動上、しばしば顕在化する障害のひとつで

15) 本稿では、図書館とは「記録された知識・情報を収集・整理・保管して、利用に供する施設」日本図書館協会用語委員会編・前掲注2) 219頁とする。なお、図書館法第2条の定義も参照されたい。

16) 本稿では、文書館とは「国または地方公共団体などの行政機関や企業、団体などが、業務遂行上作成または受理した文書類で現用価値を失ったもの、および一族または個人の残した私文書の組織的な集合体の中から、歴史的・文化的価値があるものを選択し、保管し、利用に供する機関」(高山正也・植松貞夫監修 高山正也・岸田和明編『現代図書館情報学シリーズ1 図書館概論』[平野英俊]67頁(樹村房、2012年)) とする。

17) 文書系資料を図書館でも取り扱う場合があるが、その場合は、概ね文書を当該図書館の裁量によりある一定の方向性で調整・製本したうえで図書として扱っている場合がほとんどである。そのような調整方法では各文書の資料的独立性が奪われてしまい、その限りにおいて資料的価値も低下しよう。

18) リサーチの手順については、たとえば指宿信・齋藤正彰監修 いしかわまりこ・藤井康子・村井のり子『リーガルリサーチ』(日本評論社、第5版、2016年) 24-48頁とくに246頁以下などを参照のこと。

19) 消防法第2条第9号を参照されたい。

20) なお、当時の関係各省の議論に触れ論じている文献に、たとえば唄孝一『医事法学への歩み』329-389頁(岩波書店、1970年)がある。しかしながら、一次資料の内容を必ずしも具体的かつそのまま明示しつつ論じているわけではないため、当該書だけでは当時の議論の詳細は不明であるといわざるを得ない。

あり、この障害はエンド・ユーザーに大きな負担を強いる形で解消されているというのが実情である²¹⁾。

そこでELMは、収蔵資料が図書であるか文書であるか、という体裁面で区分することはせず、すべての資料をELM資料として同一次元で扱うこととした。現在、書誌情報や文書情報の入力作業をすすめ、データベースの構築をより一層進めている。そのうえで、数年以内にユーザーフレンドリーなオンライン情報検索システムを導入することを予定している²²⁾。

V 収蔵資料の類型——学習用資料群と研究用資料群

次に、資料類型の観点から、収蔵資料の特徴を紹介しておこう。

ELMには、日本国内の資料はもちろんのこと海外の資料も数多く収蔵している。それらの資料は国内の資料であるか海外の資料であるかを問わず、ELMが想定するELMの利用者像にしたがって、大まかに学習用資料群と研究用資料群の2群に調整されることになっている²³⁾。

前述の資料体裁との関連でいえば、文書系資料には、その性質上、研究用資料群に位置づけられるものが多く、図書系資料には学習用資料群に位置づけられるものと、研究用資料群に位置づけられるものとが混在している。なお、貴重書あるいは貴重資料と呼ばれるものは、その大半が研究用資料群に位置づけられている。

(1) 研究用資料群

まずは研究用資料群から詳しく触れていく。

■概要

これらの資料の主な利用者として、ELMは、法律学・生命倫理学・医学の各分野の研究者、日本医師会や日本看護協会など関係団体、厚生労働省や東京消防庁などの官公庁、図書館・文書館などの、いわばヘビーユーザーを想定している。ここで問題とすべき点は、これら想定される利用者が満足できるようなレンタルサービスをどのように展開していくのか、というところにあろう。

21) 近年、文書系資料の電子化およびウェブサイト上での公開という手段をとることにより、このようなハザードを取り除く試みがなされているが、必ずしも十分であるとはいえないだろう。資料そのものの不存在あるいは未電子化資料も多数あるからである。

22) 2016年度中に試行的に導入を開始する予定である。なお、現在のELMは、いわゆる紙媒体や電磁媒体を用いた資料を中心に資料収集を行っているが、可能であれば人体模型などの資料も加えていくことも考えている。

23) この研究用資料群・学習用資料群という区分は利用者に利用制限を課すためのものとして設定しているではない。あくまでも収集方針にしたがって蔵書構築を考える際の指標として設定している。なお、現在、ELMにおいて貴重資料と位置づけることができる資料群には、「山崎佐関連資料」「国民体力法関連資料」などの資料群がある。

この問題を考えるときに、ELMが注視している要素が情報過剰（information overload）という状況と、先に触れた学問の学際性という特性である。

近年の研究環境は、情報端末を使用すれば国の内外を問わずに数分のタイムラグで莫大な量の情報を入手することができる。時代は、かつてのような情報不足の時代ではなく、すでに情報過剰な時代である。そこは、専門家であっても必要な情報とそうではない情報・確かな情報と不確かな情報との見極めが困難な状況であり、そのような状況が、様々な場面で学問の質・研究の質に影響を及ぼすという問題をもたらしてきている²⁴⁾。さらにそれが医事法学や生命倫理学という学際的な学問になると、より一層難しい状況となってくる。今度は臓器移植をめぐる問題を例にして、この点について考えてみよう²⁵⁾。

臓器移植には、「生きている人の間での臓器移植」、「心臓が止まった状態にある死体からの移植」、「脳の活動が停止した状態にある死体からの移植」がある。臓器移植を考えていく場合、まず、臓器移植には、このような種類があることを知るところから始めることになる。そして、なぜこのような種類の移植があるのか、肺や心臓などの臓器の移植は心臓死まで待てないのか、かつては失敗を続けていた移植医療がなぜこのような成功を遂げられるようになったのかなど、医学そのもの、あるいは医療の現場の状況について知る必要が出てくる。

他方、法の世界では、臓器移植の問題に特化し専門に扱う法律である「臓器の移植に関する法律」（以下、「臓器移植法」とする）がある。それゆえに、最初に臓器移植法の内容をひとつひとつ理解することにより、臓器移植に関する制度がどのようにになっているのかを理解することが必要となる。もっとも、臓器移植法だけでは、制度全体を理解したことにはならない。例えば、臓器移植法第6条第1項にある「脳死した者の身体」の脳死とは、どのような状況のことを言うのか、その基準は何かなど、法律だけではなく時には政令や省令、時には再び医学上の議論にも目を向けなければならない。また、そもそも「死」とは何か、法的にはどのように考えられ、どのように定義づけられているのかを考えることも必要である。この点については、民法を中心に今日の法律全体を、あるいは今日の法律学全体を見直す必要も生じてくることになる。

さらに、臓器移植は、死んでいる人の身体であれ、生きている人の身体であれ、医療を必要としていない人の身体にメスを入れ傷つけるという側面を持っている。このことは、私たちの社会で最も大切にされなければならない生命・身体・健康というものが危険にさらされている状況でもある。これらを守るために代表的な法律である刑法は、はたして臓器移植とどのように関わってくるのだろうか。このような視点からも、検討していくこと

24) この問題については、小西知世「学際的研究としての医事法学——明治大学法学部『医療と法と倫理専門総合資料館』構想が意図するもの——」明治大学法学部創立130周年記念論文集207-208頁（2011年）において指摘したところである。

25) 小西知世「学際的学問の医事法学——医事法学のアイデンティティーを求めて」佐藤雄一郎・小西知世『医と法の邂逅 第1集』8-10頁（尚学社、2014年）参照。

が必要となるのである。

先にも触れたが、現在の臓器移植には、不可避的に「死」が関わってくることになる。医療技術がどのようなものであれ、あるいはまた法律上どのような規定がなされていようと、「死」に対する一般的な認識・考え・感情などが蔑ろにされてはならない。そこで、国民一般に対する意識調査や宗教観・価値観の調査などを実施し、総意がどこにあるのかなどにつき社会学的な観点から検討する必要性も出てくることになる。

心臓死であれ脳死であれ、臓器移植は、ある一面では人の死の上に成立している医療、あるいは生であるといえる。そこには非常に大きな倫理的問題がある。

その他にも、近親者に対する優先的な移植、臓器売買、渡航移植など、倫理はもちろん、政策や経済的側面もかかわってくる。

このように、極めて現代的な問題である臓器移植は、複雑で多面化したものとなってい。結果、臓器移植の問題を研究しようとすると、これらの領域全てにわたって資料収集しなければならないことになるのである。すなわち、学際的学問においては、その性質上、古典的な学問領域以上の資料を用いなければならないことになるのである。このことは研究に十分な時間をとる余裕がなくなってきた研究現場では、非常に大きな足枷となっ。かくして、現在の研究活動では、研究に入る前の資料収集の段階で研究者が早くも息切れてしまう状況に陥ることが多々あり、それを回避するためのひとつのやり方として、資料収集の手間を省くという方法をとることがある。その方法は、さまざまな意味で研究の質の低下を招いていよう。

■ELMの情報サービス

そこで、ELMでは、利用者各人のカルテ²⁶⁾を作成し、かつ、こちらから利用者に積極的に働きかけをしていくことなどを通じて、利用者のニーズにそった、キメの細かいコンテンツ・サービスの提供を目指している。

なお、ここで提示した問題は、医事法学や生命倫理学に固有の問題ではなく、学際的学問、言い換えれば現代型学間に共通した問題である。ELMの取り組みは、学際的学問・現代型学問全体に関わる問題を見据えた取り組みであるともいえるのである。

このことも、小さな、しかも専門特化した施設であるからこそできる、これまでにない取り組みと挑戦と言えよう²⁷⁾。

■研究対象の国際性

研究用資料群に対する説明の最後に、研究対象の国際性ということにも触れておこう。

2014年夏、日本で感染が確認されたデング熱は、それまでは海外の感染症であり今日の

26)いわゆるインフォメーションファイルの一種ではあるが、従来もちいられてきたそれではなく、まさに医療の現場で用いられているカルテのようなものをイメージしている。

27)その意味では、ELMは参考図書館の側面も有しているといえよう。

日本では無縁のものと思われていた。このデング熱が約70年ぶりに日本に上陸することになった原因として、デングウィルスを保菌している感染者が日本を訪問あるいは日本に帰国したことがあげられている²⁸⁾。このことからも理解できるように、経済や文化のグローバル化同様、医療をめぐる問題もすでにボーダーレス化しており、もはや日本のことだけを考えればよいという時代ではなくなっている²⁹⁾。

そこで、「海外での状況はどうなっているのか」、たとえばデング熱の場合、「感染症に関する各国の対策や法制度はどのようにになっているのか」などの情報と資料が必要になってくる。しかしながら、日本における学術の分野における海外情報——とりわけ法律学の分野——は、非常に偏っているといわざるをえない。というのも、これまで海外の情報といえば、とくに法律学においてはアメリカ・イギリス・ドイツ・フランスを中心であり、その他の国々の事情については、ほとんど顧みられることがなかったからである³⁰⁾。

そこで、ELMでは、英米独仏はもちろんであるが、これまであまり顧みられなかつた国々、たとえばイタリア・ベルギー・メキシコ・東南アジア諸国などの情報も、できる限り積極的に収集し、世界各国の医療をめぐる現状と法制度等の情報提供についても積極的に取り組んでいくことも予定している。

(2) 学習用資料群

もうひとつの資料群である「学習用資料群」に視点をうつそう。

ELMは、これらの資料の主な利用者として、法学であるか医学であるか倫理学であるかを問わず学部学生や大学院生などを想定しているが、同時に臨床現場で法的倫理的問題に直面した医療専門職の方々なども想定している。もっとも、この学習用資料群の利用者で、ELMがさらに期待しているのが患者さんご本人とその家族である。

患者さんご本人とその家族が、自分のあるいは家族の病気や治療方法等を詳細に知ることができる施設に、①医学図書館、②病院図書館、③病院患者図書館がある³¹⁾。①は大学医学部あるいは医科大学に併設される大学図書館であり、同時にそれは総合大学の図書館とは異なり医学や歯学・看護学・薬学など医療に関する専門領域に特化した専門図書館で

28) この点については、西條政幸・高田礼人・長谷部太・澤邊京子監修『平成26年度インフルエンザ等新興・再興感染症研究推進事業研究成果発表 感染症は一国の問題ではない。～エボラ出血熱、デング熱を例として～』(国際厚生事業団、2015年：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou19/dl/150320-01.pdf>[2016年4月10日アクセス])、厚生労働省ウェブサイト「デング熱について」(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou19/dengue_fever.html[2016年4月10日アクセス])、国立感染症研究所ウェブサイト「デング熱・デング出血熱」(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ta/dengue.html>[2016年4月10日アクセス])などを参照されたい。

29) 先に例としてあげた臓器移植の問題においても渡航移植という問題がある。

30) それは日本の法律学が形づくられた明治期には大陸法を継承し、戦後はアメリカ法の影響を強く受けたことによる。さしあたり田中成明『法学入門』51-56頁(有斐閣、2008年)などを参照されたい。

31) 小林卓「病院図書館」図書館情報学ハンドブック編集委員会編『図書館情報学ハンドブック』875-877頁(丸善、第2版、1999年)などを参照。

もある³²⁾。医学図書館の主な利用者は、その大学に所属する学部学生や大学院生・教職員である。②は「病院内で医療に従事する医師、看護師、技師、研究者等に専門の雑誌・図書、データベースなどを整備して情報を提供するための図書館」³³⁾であり、主な利用想定者は病院内で勤務する医療専門職、③は「病院内に設置され、入院患者を対象に、教養・娯楽書に加え、医療・健康に関する資料や情報を提供する図書館」³⁴⁾であり、入院患者さんとその家族を主な利用者として想定している。

医療に関する図書施設としては、これまでこのような3種に類型化され、それぞれの機能等の違いにつき紹介がなされているが、実際のところ、通常、大学医学部および医科大学には附属病院が併設され、また①と②は性格が似通っていることから、①は②を兼ねていることが多い³⁵⁾。その点③は、利用対象者が①②とは異なりそれらとは性格が異なる施設ではあるが、しかしながら一般的にサービスは十分ではなく、病院が独自に患者用の図書室を設置運営しているところは少ないとされる³⁶⁾。また、病院のスペース的な問題等があり②と共に用する施設として設けられていることも少なくない³⁷⁾。結果、①～③が同一の施設である場合もしばしば生ずることになる。

ここに2つの大きな問題が潜んでいる。

1つ目の問題は、医療現場においてインフォームド・コンセントの重要性が認識されるについて一般市民の医学・医療の情報への関心が高まり、自身や身近な人の病気や医療、健康に関する知識が求められるようになってきた³⁸⁾にもかかわらず、依然として患者さんご本人とその家族が、自分のあるいは家族の病気や治療方法等を知ることができるための施設——換言すれば、患者さんに正面から向き合った施設——が少ない、ということである。

①②は医療専門職の養成・教育や彼らが現場で働くときに必要な情報を入手するために設置された図書館であるため、そこで収蔵すべき資料は、自ずから専門性の高いものが要

32) 塩見昇ほか編『JLA図書館情報学テキストシリーズIII 1 図書館概論』191頁[塩見昇]（日本図書館協会、4訂版、2015年）、高山正也・植松貞夫監修 高山正也・岸田和明編・前掲注16）63頁など参照。

33) 今まど子編・前掲注14）105頁。医療法第22条第8号（地域医療支援病院）、同法第22条の2第5号（特定機能病院）、同法第22条の3第5号（臨床研究中核病院）に基づき設置される図書室である。

34) 高山正也・植松貞夫監修 高山正也・岸田和明編・前掲注16）65頁。なお、菊地佑『病院患者図書館 患者・市民に教育・文化・医療情報を提供』（出版ニュース社、2001年）も参照。

35) なお、ほとんどの大学附属病院は、医療法上の地域医療支援病院や特定機能病院の認定を受けている。

36) 高山正也・植松貞夫監修 宮部頼子編『現代図書館情報学シリーズ4 図書館サービス概論』113頁[宮部頼子]（樹村房、2013年）において、日本ではその数は多くはないこと、設置されている多くの例として「病棟廊下・デイルーム・食堂などの比較的人の出入りが多い場所にコーナーを設けて書架を置き、自由に利用できるようにしたものである」（113頁）との紹介がある。

37) 塩見昇ほか編・前掲注32）200頁、高山正也・植松貞夫監修 宮部頼子編・前掲注36）113頁など参照。

38) 塩見昇ほか編・前掲注32）201頁、今まど子編・前掲注14）77頁「医療情報サービス」を参照のこと。なお、インフォームド・コンセントを日本で初めて本格的に紹介したのが、ELMの創設に深くかかわった唄孝一教授である（1965年に刊行された契約法大系刊行委員会編『契約法大系VII（補巻）』（有斐閣、1965年）の「治療行為における患者の意思と医師の説明——西ドイツにおける判例・学説——」（66-140頁）と題する論文がそれである）。当時の執筆経緯については、唄孝一『志したこと、求めたもの』160頁以下（日本評論社、2013年）を参照されたい。（なお両書ともELMにて収蔵されている）。

求される。それを医学の素人である患者さんやその家族が読んでも、その専門性の高さゆえなかなか理解することはできない。

患者さんは、まずは自分で理解することができる、わかり易い本を求めてている。そして、それを手がかりとしながら少しづつ専門的で難しい本を読んでいくというプロセスを辿ってゆく。しかしながら、①②にはそのような“初めの第一歩”にふさわしい資料がどの程度収蔵されているか、疑問の余地なしとしない。

そしてまた、患者さんが欲している情報は、病気や治療法の情報だけではない。「自分は、あるいは家族は、まだ回復したとは思っていないのに何故医師から退院してほしいと言われるのか」「なぜ医療費がこのような額になっているのか」「カルテを見せて欲しい」というようなことを医師に対して言ってもよいのだろうか」等々、医療をめぐる制度や、治療に際してどのようなことを医師に要求することができるのかにつき、言い換えれば、患者の権利や医師の義務についても知りたがっている。

しかしながら、医学図書館でこのような点について調べようとしても、これらはまさに医事法学や生命倫理学に関わるものであり、①②において、この領域はなかなか中心的な位置づけの資料とはなっていないというのが実情である。

ことここに至って2つ目の問題が顕在化する。実のところ医学図書館・病院図書館には、医学の素人である患者さんやその家族が手に取って使うことのできる資料が乏しいという状況にあり、結果、患者さんが自ら主体的に勉強できる場が、実質的にはほとんど存在していないという極めて社会的な問題があるのである³⁹⁾。

そこでELMは、医学図書館・病院図書館ではなかなかカバーしきれないようなこれらの資料を収蔵し、患者さんやその家族が自分で勉強していくことができる場となること――患者さんの自習の場所、あるいは患者教育の拠点になることも、ELMは目指している。

2025年には5.5人に1人が75歳以上になるという超高齢社会が到来する。高齢になれば、疾病などに罹るリスクも高まることになる。その意味でも、この患者教育の場としてのELMの社会的な意義は決して小さくないと考えている⁴⁰⁾。

VI 「夢の場所」であること、ありつづけること

▲今後の展開

最後に、ELMの今後の展開について簡単に紹介しておこう。

39)そのため、多くの者はインターネットを用いて情報を収集し知識を得ているというのが実情であろう。もっとも、そこでは本文中で述べたような情報過剰の問題に専門家でない者が直面することになる。

40)図書館情報学においても高齢社会における図書館の役割が問題とされているようである。溝上智恵子・呑海沙織・綿抜豊昭編『高齢社会につなぐ図書館の役割 高齢者の知的欲求と余暇を受け入れる試み』(学文社、2012年)などを参照されたい。

まず、情報発信活動をより一層積極的に展開していく予定である。それはウェブサイトやニュースレターなどを通じた情報発信だけではない。専門家を対象とした各種シンポジウムの開催や、一般の方々を対象とした読書案内や患者教育セミナーなどの開催なども視野に入れている。それら様々な活動を通じて医療をめぐる法的・倫理的な問題に関する情報を提供していく。

つぎに、学内の各セクションとの連携を深めながら、国内外の関係各大学や団体・日本医事法学会や日本生命倫理学会など関係各学会との事業連携を図り相互の教育・研究の質を高め、そしてその成果を学生や社会に還元していくことも予定している。

▲そして夢

これまでELMは、実現不可能なプロジェクトであるとの指摘を幾度も受けただけではなく、時にはELMそのものに懐疑的な目が向けられることさえもあった。星は遙か遠くにあり、霧が晴れる気配は微塵もなかった。

しかし、ほんの一握りではあったが、明治大学の内外を問わずELMを信じ夢を託す方々がいてくださった。夢は夢を見る者に力を与え、その夢と力は、今をより良いものへと変えていくための勇気と希望を与え、そしてそれは共に夢を見て歩む者を1人、また1人と増やしていった。

本開館は、まさにその結晶である。

もっとも、ELMがここで立ち止まることはない。今以上に実現困難な夢を叶えるために挑み続ける。夢を見続ける人達とともに。

道を拓くものは「夢」であることを固く信じて――

